

調査の結果	説明図表番号
<p><b>ウ 住宅扶助関係</b></p> <p>住宅扶助は、生活保護法第 14 条において、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内で行われることとされている。</p> <p>住宅扶助費は、平成 14 年度の 2,521 億円以降毎年度増加しており、平成 23 年度には 5,384 億円と約 2.1 倍に増加した。これは生活保護費全体（3 兆 5,016 億円(事業費ベース)）の約 15%を占めている。</p> <p>被保護人員 1 人当たりの住宅扶助費についてみると、医療扶助費、生活扶助費等他の扶助費については横ばい又は減少している中、また、家賃 C P I（家賃に係る消費者物価指数）は年々下落し、家賃額が下落している中、住宅扶助費については、平成 14 年度以降、毎年度増加している。</p> <p>厚生労働省は、次のとおり、支給できる住宅扶助費の上限やその取扱いについて示しているが、住宅扶助の対象となる要保護者の居所の家賃等の適切性に関する判断基準や判断方法については示していない。</p> <p>① 保護基準別表第 3 の規定に基づき、都道府県又は指定都市若しくは中核市別に定める基準額（以下「限度額」という。）について通知。</p> <p>② 局長通知において、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、①の限度額の 1.3 倍、また、7 人以上世帯の場合は①の限度額の 1.3 にさらに 1.2 を乗じて得た額の範囲内で必要な額を支給できる旨を通知。</p> <p>③ 課長通知において、単身世帯に対しては、原則として、②の「世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」に該当しないとし、①の限度額の範囲内の住居へ入居するよう十分指導することとしつつ、i) 当該単身者が車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする場合、ii) 老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合、iii) 地域において①の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合については、単身世帯であっても、限度額の 1.3 倍の範囲内で支給しても差し支えない旨を通知。</p> <p>今回、当省が調査対象とした 102 福祉事務所における住宅扶助の</p>	<p>表 3 - (9) - ウ - ①</p> <p>表 3 - (9) - ウ - ②</p> <p>表 2 - (1) - ア - ⑤（再掲）</p> <p>表 3 - (9) - ウ - ③</p> <p>表 3 - (9) - ウ - ④</p> <p>表 3 - (9) - ウ -</p>



### 表 3 - (9) - ウ - ① 住宅扶助に係る規定

○ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）

（住宅扶助）

第十四条 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 住居

二 補修その他住宅の維持のために必要なもの

（生活扶助の方法）

第三十条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることのできないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

2 前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。

3 （略）

（住宅扶助の方法）

第三十三条 住宅扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることのできないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 住宅扶助のうち、住居の現物給付は、宿所提供施設を利用させ、又は宿所提供施設にこれを委託して行うものとする。

3 第 30 条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

4 住宅扶助のための保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。

表3-1(9)-ウ-② 住宅扶助費、受給世帯数の推移

単位：千円、世帯

年 度	15	16	17	18	19	20	21	22	23
年間住宅扶助費(X)	252,144,753	307,271,220	327,186,441	343,867,264	359,008,689	381,440,562	442,652,035	499,605,259	538,415,058
指数	100.0	121.9	129.8	136.4	142.4	151.3	175.6	198.1	213.5
住宅扶助受給世帯数(1か月平均)(Y)	659,143	723,287	820,009	855,552	885,362	924,698	1,039,643	1,166,183	1,248,694
指数	100.0	109.7	124.4	129.8	134.3	140.3	157.7	176.9	189.4
1世帯当たりの平均住宅扶助月額(X/12/Y)	31.9	32.9	33.3	33.5	33.8	34.4	35.5	35.7	35.9
指数	100.0	103.1	104.4	105.0	106.0	107.8	111.3	111.9	112.5

(注) 1 年間住宅扶助費は厚生労働省提出資料、住宅扶助受給世帯数は「福祉行政報告例」に基づき当省で作成した。

2 指数は平成14年度を100.0としたときの増加状況を示す。

表3-1(9)-ウ-③ 家賃の物価指数の推移

年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
指数	102.1	101.8	101.4	101.1	101.1	100.9	100.9	100.5	100.0	99.6	99.2	98.8

(注) 1 総務省統計局「平成22年基準消費者物価指数」による。

2 指数は平成22年を100としたときの増減状況を示す。

3 持ち家の帰属家賃（持家の住宅から得られるサービスに相当する価値を見積もって、これを住宅費用とみなす考え方に基づいて、持家を借家とみなした場合は支払われるであろう家賃）を除くものを記載した。

表 3 - (9) - ウ - ④ 住宅扶助費の限度額等

○ 「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年厚生省告示第 158 号) <抜粋>  
別表第 3 住宅扶助基準

1 基準額

区分 級地別	家賃、間代、地代等の額 (月額)	補修費等住宅維持費の額 (年額)
1 級地及び 2 級地	13,000 円以内	117,000 円以内
3 級地	8,000 円以内	

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が 1 の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市(以下「中核市」という。)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。

○ 「生活保護法における保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知) <抜粋>  
第 7 最低生活費の認定  
4 住宅費  
(1) 家賃、間代、地代等  
オ 保護の基準別表第 3 の 2 の厚生労働大臣が別に定める額(以下「限度額」という。)によりがたい家賃、間代、地代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に 1.3 を乗じて得た額(7 人以上の世帯については、この額にさらに 1.2 を乗じて得た額)の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこと。

○ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知) <抜粋>  
問(第 7 の 56) 局長通知第 7 の 4 の(1)のオにいう「世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」には 原則として単身者の場合の家賃、間代等は該当しないものとして取り扱ってよいか。  
答 お見込みのとおりである。したがって、単身者が転居する場合又は単身者の従来の住居が地域との均衡を著しく失っている場合には、保護の基準別表第 3 の 2 の限度額の範囲内の住居へ入居するよう十分指導されたい。  
ただし、当該単身者が車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする場合、老人等で従前からの生活状況から見て転居が困難と認められる場合又は地域

において上記限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合は上記限度額に 1.3 を乗じて得た額の範囲内において必要な家賃、間代等を認定して差しつかえない。

(注) 下線は当省が付した。

表 3 - (9) - ウ - ⑤ 住宅扶助費の支給状況等

抽出数	3, 227件 (100.0%)
上限額と同じ額 (A)	1, 306件 (40.5%)
上限額の0.9倍以上上限額未満 (B)	637件 (19.7%)
小計 (A+B)	1, 943件 (60.2%)
上限額の9割未満	1, 284件 (39.8%)

(注) 1 調査対象 102 福祉事務所の平成 24 年度に住宅扶助費が支給された案件から 3, 227 件を抽出し、調査したものである。

2 当該欄の割合 (%) は、抽出数 3, 227 件に占める割合である。



表 3 - (9) - ウ - ⑥ 財務省「予算執行調査」の結果と厚生労働省の対応状況等

<p>財務省予算執行調査 結果（平成 25 年 7 月 概要）</p>	<p>厚生労働省においては、 ア) 住宅扶助基準の水準のあり方 イ) 級地間のバランス ウ) 生活保護受給者自らが、家賃と住居の真の経済的価値とのバ ランスを判断する動機づけの要否 を含めた、住宅扶助のあり方について、社会保障審議会生活保護基 準部会等の場において検討を開始する必要がある。</p>																		
<p>厚生労働省検討状況 等</p>	<p>住宅扶助のあり方については、社会保障審議会生活保護基準部会 において専門的・客観的な評価・検証を行っているところであり、 同部会での議論の状況を踏まえた対応については、厚生労働省にお いて、別途検討。</p> <p>(参考) 社会保障審議会生活保護基準部会議事</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 26 年 3 月 4 日</td> <td>1</td> <td>住宅扶助について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年 5 月 16 日</td> <td>1</td> <td>住宅扶助等について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年 5 月 30 日</td> <td>1</td> <td>住宅扶助について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>その他</td> </tr> </table>	平成 26 年 3 月 4 日	1	住宅扶助について		2	その他	平成 26 年 5 月 16 日	1	住宅扶助等について		2	その他	平成 26 年 5 月 30 日	1	住宅扶助について		2	その他
平成 26 年 3 月 4 日	1	住宅扶助について																	
	2	その他																	
平成 26 年 5 月 16 日	1	住宅扶助等について																	
	2	その他																	
平成 26 年 5 月 30 日	1	住宅扶助について																	
	2	その他																	

(注) 財務省及び厚生労働省の資料に基づき当省で作成した。